

# 「えるぼし認定」

## ～合同認定通知書交付式を開催～

### 社会福祉法人 福島福祉施設協会

(福島市、医療・福祉) 会長 木村 六郎  
きむら ろくろう



### エム・ティ・ケイ 株式会社

(郡山市、卸売業) 代表取締役 遠藤 隆志  
えんどう たかし



- 1 福島労働局 (局長 井口 真嘉) は、社会福祉法人福島福祉施設協会 (会長 木村 六郎) から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、申請企業における女性の活躍推進のための取組が認定基準の評価項目 (①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース) を全て満たすことから、最も高い認定段階である「第3段階」に認定しました。
- 2 さらにエム・ティ・ケイ株式会社 (代表取締役 遠藤 隆志) より同申請を受け審査した結果、評価項目を4つ満たし (①採用、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)、②継続就業は2年以上の連続した改善がみられることから、「第2段階」に認定しました。
- 3 認定企業に対する「認定通知書交付式」は下記により実施します。
- 4 今回の認定により、福島県内の認定企業数は16社 (「第3段階」は13社、「第2段階」は3社) になりました。

○日 時：令和5年9月22日 (金) 14:00～

○場 所：福島第二地方合同庁舎 1階会議室 (福島市花園町5-46)※

※令和5年9月19日 (火) 以降、庁舎を移転しております。

交付式の写真撮影、認定企業への取材は可能です (会場に直接お越し下さい)。

#### えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

なお、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

# 社会福祉法人福島福祉施設協会 (福島市)

- 代表者：会長 木村 六朗
- 事業内容：医療・福祉
- 労働者数：258人（男性17人、女性241人）



## えるぼし認定基準に係る5つの評価項目とその達成状況

<p><b>【評価項目1：採用】(区)</b></p> <p>①と②の両方に該当すること。</p> <p>①正社員に占める女性労働者の割合が産業平均値以上であること。</p> <p>②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業平均値以上であること。</p>	<p>令和3年度</p> <p>①96.1% ≥ 66.4%</p> <p>②98.3% (保育士) ≥ 59.0%</p>
<p><b>【評価項目2：継続就業】(区)</b></p> <p>「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が7割以上であること。</p> <p>※期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。</p>	<p>令和3年度</p> <p>保育士 359%</p> <p>その他の専門職 137%</p>
<p><b>【評価項目3：労働時間等の働き方】(区)</b></p> <p>労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。</p>	<p>令和3年度</p> <p>全ての雇用管理区分で</p> <p>全月8時間未満</p>
<p><b>【評価項目4：管理職比率】</b></p> <p>管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。</p>	<p>令和3年度</p> <p>78.6% ≥ 42.9%</p>
<p><b>【評価項目5：多様なキャリアコース】</b></p> <p>以下について1項目以上の実績を有すること。</p> <p>ア 女性の非正社員から正社員への転換</p> <p>イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換</p> <p>ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用</p> <p>エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>	<p>令和元年度～令和3年度</p> <p>ア：27名</p>

※ (区) の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要。

### <事業所からのコメント>

当法人は、昭和56年1月に設立し総合福祉経営団体として福島市内で養護老人ホーム、介護保険事業所、保育所、児童センター、老人福祉センター計16施設を運営しています。「人とともに地域とともにいきいきと」の基本理念のもと、利用者、地域の皆様、そして職員一人ひとりが自分らしく生き生きと生活できることを目指し、職員一丸となり日々の業務にあたっています。有給休暇入職後即日付与、時間単位での有給休暇取得、更に新型コロナ関連休暇も導入し、休暇制度の充実を図っております。また、前年度は女性・男性ともに育児休業取得率100%、育児短時間勤務や子の看護休暇を利用する職員も多く、仕事と子育てを両立しながら働くことのできる環境を整えています。子育て世代のみならず、介護休業や療養休暇制度を取得する職員もおり、仕事と家庭、自分の体調面を考慮しつつ長く働いて頂ける環境を整備することの大切さを実感しております。

職員の9割以上が女性という職場環境ではありますが、女性・男性問わず働きやすく、やりがいのある職場づくりをこれからも進めて参ります。

# エム・ティ・ケイ株式会社 (郡山市)

- 代表者：代表取締役 遠藤 隆志
- 事業内容：卸売業
- 労働者数：10人（男性7人、女性3人）



## えるぼし認定基準に係る5つの評価項目とその達成状況

<b>【評価項目1：採用】(区)</b> ①と②の両方に該当すること。 ①正社員に占める女性労働者の割合が産業平均値以上であること。 ②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業平均値以上であること。	令和3年度 ①33.3% ≥ 32.3% ②50.0% (業務) ≥ 22.3%
<b>【評価項目2：継続就業】(区)</b> 正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業平均値以上であること。 満たさない場合は2年以上連続してその実績が改善していること。	令和3年度 7.6年 < 10.2年 令和2年度 6年 令和元年度 5年
<b>【評価項目3：労働時間等の働き方】(区)</b> 労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。	令和3年度 営業 全月32時間以下 業務 全月38時間以下 事務・企画 全月0時間
<b>【評価項目4：管理職比率】</b> 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。	令和3年度 33.3% ≥ 6.8%
<b>【評価項目5：多様なキャリアコース】</b> 以下について1項目以上の実績を有すること。 ア 女性の非正社員から正社員への転換 イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	令和元年度～令和3年度 イ：1名

※ (区) の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要。

### <事業所からのコメント>

当社は電気式と温水式床暖房の販売、施工をメインに行っている会社です。  
 販売地域は正社員と業務委託社員により全国に及んでおります。  
 そうした中、営業現場はどうしても男性社員が中心となっておりますが、見積書作成や受発注業務などは本社に集約させ、そこで女性社員に活躍いただいております。  
 更に2017年より有料職業紹介事業を、2023年度にはパブリック事業部を開設し福島労働局の就職支援セミナー事業を受託しました。このような事から労働環境改善に関心を抱き、今回えるぼしを取得しました。  
 今後も、従業員ひとり一人が労働環境に満足し充実した働き方が実現出来るよう、魅力ある会社を創っていきたく思います。

# 女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」とは？

## ① 女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定制度

常時雇用する労働者数が101人以上の事業主については、

- ①女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- ②一般事業主行動計画の策定、届出、周知、公表
- ③女性の職業生活における活躍に関する情報公表、を行う必要があります。

この一般事業主行動計画の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

## ② 認定の段階と認定マーク

プラチナえるぼし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、<b>当該行動計画に定めた目標を達成</b>したこと。</li> <li>・男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※)</li> <li>・プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の<b>全て</b>を満たしていること(※)</li> <li>・女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、<b>8項目以上</b>を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※)</li> <li>(※)実績を「<b>女性の活躍推進企業データベース</b>」に<b>毎年公表</b>することが必要</li> </ul>
1段階目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち<b>1つ又は2つ</b>の基準を満たし、その実績を「<b>女性の活躍推進企業データベース</b>」に<b>毎年公表</b>していること。</li> <li>・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li> </ul>
2段階目	
2段階目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち<b>3つ又は4つ</b>の基準を満たし、その実績を「<b>女性の活躍推進企業データベース</b>」に<b>毎年公表</b>していること。</li> <li>・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li> </ul>
3段階目	
3段階目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の<b>全て</b>を満たし、その実績を「<b>女性の活躍推進企業データベース</b>」に<b>毎年公表</b>していること。</li> </ul>

## ③ 認定を受けるメリット

- ・認定を受けた事業主は、上記認定マークを商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。
- ・認定企業をPRすることで、優秀な人材の確保や企業イメージの向上が期待できます。

## 福島県内の「えるぼし認定」企業一覧

(令和5年9月22日現在)

	企業名	所在地	業種	認定年月日	認定段階
1	社会福祉法人太田福祉記念会	郡山市	医療・福祉	平成28年6月1日	3
2	株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成28年9月1日	2
3	株式会社福島銀行	福島市	金融業、保険業	平成28年9月7日	2
4	株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成29年3月1日	3
5	社会福祉法人福島県社会福祉事業団	西郷村	医療・福祉	平成30年1月9日	3
6	株式会社 ベストコ (旧 株式会社GlobalAssist)	郡山市	教育、学習支援業	令和2年3月10日	3
7	公益財団法人磐城済世会	いわき市	医療・福祉	令和2年3月30日	3
8	公益財団法人湯浅報恩会	郡山市	医療・福祉	令和2年5月21日	3
9	社会福祉法人すこやか福祉会	福島市	医療・福祉	令和2年5月21日	3
10	社会福祉法人郡山福祉会	郡山市	医療・福祉	令和2年11月4日	3
11	公益財団法人金森和心会	郡山市	医療・福祉	令和3年4月6日	3
12	社会福祉法人信達福祉会	伊達市	医療・福祉	令和3年4月6日	3
13	社会福祉法人南町保育会	会津若松市	医療・福祉	令和5年2月9日	3
14	福島サンケン株式会社	二本松市	製造業	令和5年6月9日	3
15	社会福祉法人福島福祉施設協会	福島市	医療・福祉	令和5年8月29日	3
16	エム・ティ・ケイ株式会社	郡山市	卸売業	令和5年9月1日	2

# 福島県内の「えるぼし認定」企業分布図

資料4

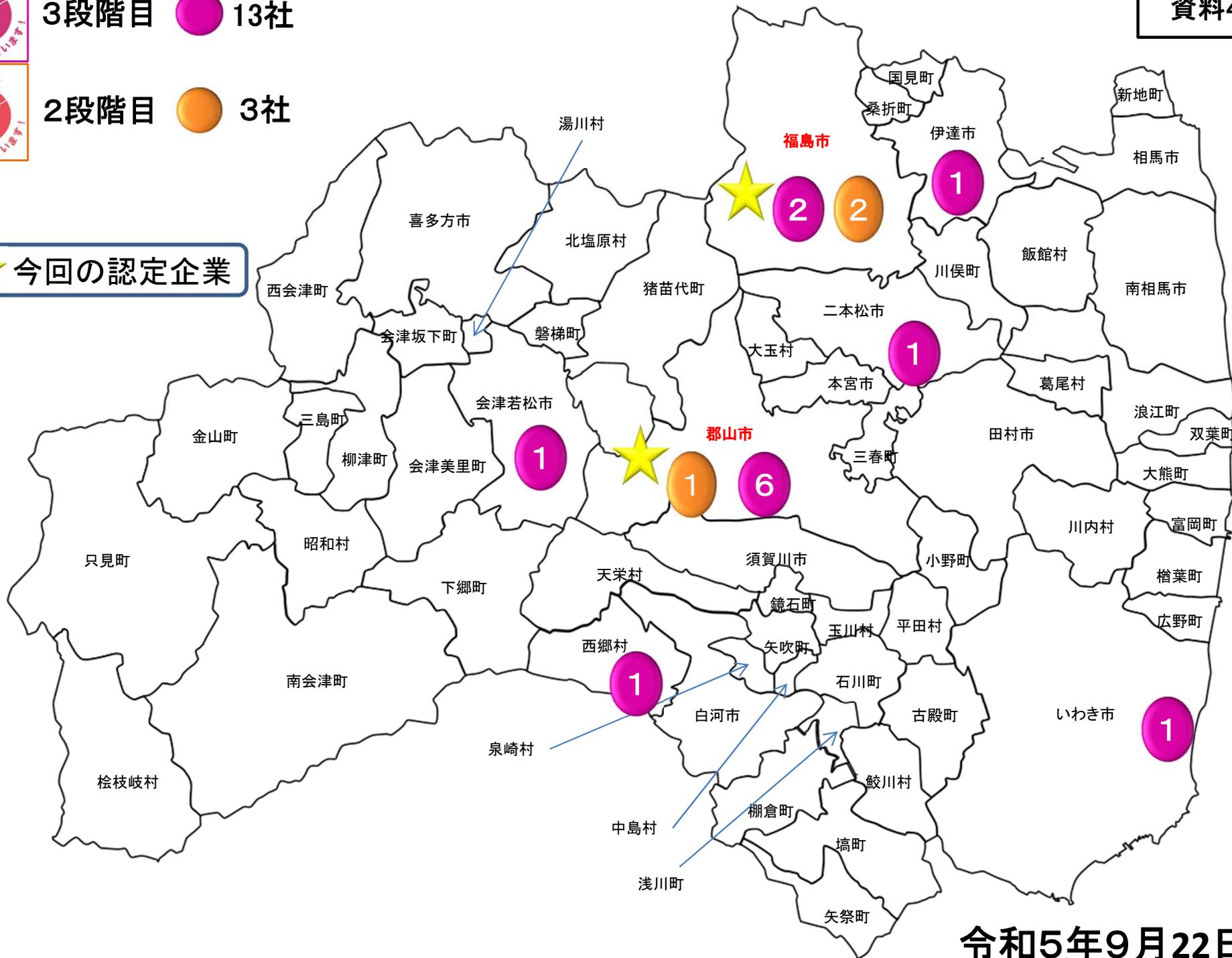


3段階目 ● 13社



2段階目 ● 3社

★ 今回の認定企業



令和5年9月22日現在